

JICA環境社会配慮 ガイドライン改定委員会 提言内容の概要

平成15年10月
東京工業大学大学院 教授
原科 幸彦

改定委員会の活動

■ 成果

- － 平成15年9月に提言を提出

■ 委員会メンバーの多様な構成

- － 大学関係者、NGO、民間団体、関係府省といった、多様な立場の委員から構成

■ 十分な議論

- － 平成14年12月から平成15年9月の10ヶ月間に、計19回開催（月に平均2回のペース）

■ 委員会の透明性

- － 会議はすべて一般に公開
 - 当日参加者の出席と発言が可能
- － 会議の資料と議論は、WEB上にすべて公開

提言の構成

1. はじめに
2. JICA協力事業における環境社会配慮の状況
3. JICA協力事業における環境社会配慮についての基本的考え方
4. 日本国政府等に求められる取組
5. 環境社会配慮ガイドラインの基本的なあり方
6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

7. ガイドラインの構成と内容

- I. 基本的事項
- II. 基本的手続き
- III. 環境社会配慮支援・確認の手続き

実際のガイドラインに相当する部分

ODA事業におけるJICAの役割

■ JICAの環境社会配慮における役割

- 相手国政府による環境社会配慮の確認と支援
- 適切な意思決定と、外務省への意見提出

■ 協力事業の意思決定

- 要請確認、準備、実施・監督、評価の各段階にて、環境社会配慮を踏まえて意思決定

■ JICAの責任

- 相手国政府の環境社会配慮が適切なものとなるよう、ガイドライン等に従い、必要な支援、確認及び意思決定を適切に行う責任を有する

ガイドラインの対象スキーム

- 環境社会配慮が必要とされる3つのスキーム
 - － 開発調査:
 - － 無償資金協力:
 - － 技術協力プロジェクト:
- 各段階で、適宜、適切な環境社会配慮を実施
 - － 各段階で、環境社会配慮上の提言を外務省に行ない、結果を公開する

プロジェクトサイクルと JICA協力事業の関係

プロジェクトサイクル	開発調査	無償資金協力	技術協力プロジェクト
要請確認 発掘	外務省が担当 ： JICA提言を参考	外務省が担当 ： JICA提言を参考	外務省が担当 ： JICA提言を参考
準備	開発調査を通じて JICAが担当	事前の調査を通じて JICAが担当	JICAが担当
審査	資金協力機関等が 担当	外務省が担当	JICAが担当
交渉	資金協力機関等が 担当	外務省が担当	JICAが担当
承認	資金協力機関等が 担当	外務省が担当	JICAが担当
実施・監 督	資金協力機関等が 担当	外務省が担当 (JICAは実施促進 を担当)	JICAが担当
評価	資金協力機関等が 担当	事業評価は外務省、 基本設計調査評価 はJICAが担当	JICAが担当

スクリーニング

■スクリーニングとは...

- 事業自体による環境・社会の影響の大きさと、立地場所の影響の受けやすさに応じて、事業をA, B, Cの3つのカテゴリに分類する手続き
- それぞれのカテゴリに応じて、適切な環境配慮を実施

カテゴリー分類

カテゴリー	定義
A	環境・社会への重大で望ましくない影響の可能性を持つ事業
B	環境・社会への望ましくない影響がカテゴリーAに比して小さいと考えられる事業
C	環境・社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業

カテゴリーAに分類された事業は、特に慎重な環境・社会配慮が要求される。

スコーピング

■スコーピングとは...

- 調査・検討すべき代替案の範囲を検討し、
ならびに評価項目の範囲、及び調査手法
についても検討し、決定すること。
- 検討すべき項目は、事業の種類や地域特性に
よって多様であり、特に代替案によって変動
- このため、適切な検討範囲の絞り込み(スコー
プ)が必要

環境社会配慮のプロセス

各段階で、環境社会
配慮上の提言を外
務省に行ない、結果
を公開する

要請検討

スクリーニング

カテゴリA,B,Cの分類

実施指示

カテゴリA

カテゴリB

カテゴリC

事前調査:
スクリーニングの見直
スコーピング(協議)

事前調査:
スクリーニングの見直
スコーピング(協議)

環境社会影響の特段
の確認の必要なし

環境・社会調査:
スコーピングの見直
EIA調査&協議
情報公開

環境・社会調査:
初期環境影響評価(IEE)
必要に応じて協議

開発計画の作成

事業実施

JICAの環境社会配慮の 基本方針(7. I. 2)

■ 7つの重要事項

- 1. 幅広い配慮対象のスコープ
- 2. 早期段階からの環境配慮の確保
- 3. 協力事業完了以降のフォローアップ
- 4. 事業実施における説明責任
- 5. ステークホルダーの参加
- 6. 情報公開
- 7. 内部の実施体制

重要事項1: 幅広い配慮対象のスコープ

■ 幅広い配慮の対象範囲

－ 大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響

- 非自発的移転等の人口移動
- 雇用や生計手段等の地域経済
- 土地利用、地域資源利用
- 社会関係資本、地域の意思決定組織
- 社会インフラ、社会サービス
- 貧困層、先住民族
- 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性
- ジェンダー
- 子供の権利
- 文化遺産
- 地域における利害の対立
- HIV/AIDS等の感染症

重要事項2: 早期段階からの 環境配慮の確保

- 協力事業案件の準備形成段階、M/Pなどの
開発計画
 - － 戦略的環境アセスメント(SEA)の考え方の
導入
 - 事業や計画プロセスにおける、できるだけ早い
段階での環境配慮
 - 社会的・経済的効果と環境影響の比較考量
 - プロセスの透明性

重要事項3: 協力事業完了以降の フォローアップ

- 協力事業の完了後、必要に応じて、環境社会配慮が実施されるよう、相手国政府に対して働きかける活動

- － 環境社会配慮の確認

- 環境社会配慮の提言が、対象プロジェクトの現地EIAなどに生かされているかを確認

- － 予期せぬ環境社会影響への対応

- 事業化後、予期せぬ環境社会影響が生じた場合、問題解決のため相手国政府に働きかける

重要事項4：事業実施における 説明責任

■ 事業の各段階での、「説明責任」と「透明性」 の確保

－ 誰に対しての説明責任か？

■ 日本国内

■ 相手国政府

■ ステークホルダー

－ 説明責任の担保のための透明性

■ 「参加」と「情報公開」(重要事項5,6)

重要事項5、6: ステークホルダーの参加、情報公開

■ 参加（重要事項5）

－ 現場に即した環境社会配慮の実施、合意形成のため、多様なステークホルダーの参加

- 事業対象地の住民
- NGO（国際、国内）
- 研究者、政府機関など

■ 情報公開（重要事項6）

－ 事業本体の計画情報を含めた、環境社会配慮のための情報公開の実施

重要事項7:内部の実施体制

■ 環境社会配慮審査部局(役員レベルの担当者含む)の設置

- 事業部が行う環境社会配慮作業を審査、必要な意見を述べるための部局を設置

■ 審査諮問機関の設置

- JICAの審査を助けるため、外部専門家による審査諮問機関を第三者的な機関として常設

■ 異議申し立て制度

- ガイドラインの遵守を確保する一環として、不遵守に関する異議申し立て制度を整備



環境社会配慮支援・確認 の手続



要請確認段階（全スキーム共通）

■ 外務省への提言

- － 環境配慮の観点から外務省に提言
- － カテゴリA案件は、情報公開の上、広く意見聴取し意思決定に反映

■ 情報公開の義務付け

- － 相手国政府に、調査報告書の公開は案件採択の条件であることを事前に説明

■ 情報公開

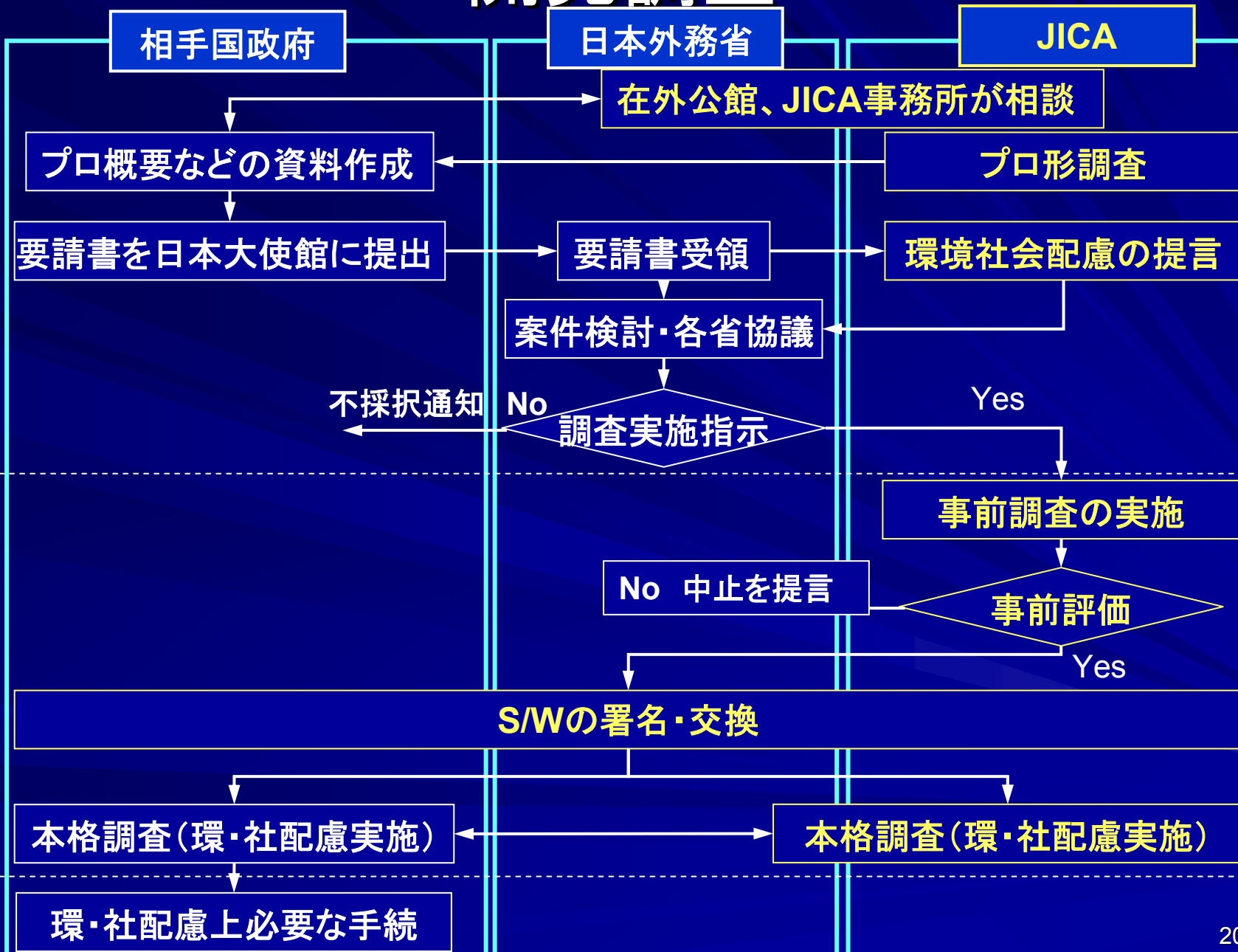
- － カテゴリA, B案件については、外務省への提言内容を情報公開
- － 外務省から実施指示が来た段階で、プロジェクト概要等を情報公開

開発調査

発掘段階

準備段階

終了



開発調査(M/P)の環境社会配慮

■ 事前調査段階

- カテゴリA,B案件は調査団派遣による現地踏査
- スクリーニングと、予備的スコーピングを実施
- S/W案に環境社会配慮を盛り込む

■ S/W署名段階

- S/W(含TOR案)署名。合意できなければ保留。
- 場合により外務省に中止を提言
- S/Wおよび環境配慮事項を情報公開

■ 本格調査段階

- A,B案件については、環境社会配慮団員を必ず加える
- ステークホルダーとの協議、3回を行なう
- 情報公開を徹底。最終報告書も完成後速やかに公開

開発調査(F/S)の環境社会配慮

- 本格調査前までは、M/Pに準拠した手続
 - － 基本的な手続のフローは、M/Pに準拠
- M/Pと異なる点 .. A、B案件で扱いが異なる
 - － カテゴリA案件
 - ステークホルダーとの協議3回を行なう
(スコーピング時、概要検討時、最終報告書案公表時)
 - － カテゴリB案件
 - 相手国との協議を原則
 - TOR後に再度スクリーニング
 - － その結果、A案件となれば、A案件の手続へ

詳細設計調査(D/D)

JBICとの連携D/D

- JICAの採択対象(以下の2点を満たす案件)
 - JBICによる環境審査プロセスを経た案件で、
 - 円借款供与が適切であるとされた案件
- エンジニアリング分野の実施設計調査を実施
- JICAが、両ガイドライン(JBIC,JICA)の遵守を確認、各段階でチェック
 - 対応を求めた上で、必要に応じて、外務省に中止を提言

■ JBICとの連携D/D以外のD/D

- JICAガイドラインを遵守した案件のみ、採択対象
- 各段階でJICAがチェック

無償資金協力

発掘段階

準備段階

審査・交渉

実施

相手国政府

日本外務省

JICA

在外公館、JICA事務所が相談

プロ概要などの資料作成

プロ形調査

要請書を日本大使館に提出

要請書受領

環境社会配慮の提言

案件検討・各省協議

不採択通知

No

調査実施指示

Yes

環・社配慮上必要な手続

No 中止を提言

予備調査の実施

調査結果評価

Yes

案件中止

No

閣議決定

Yes

基本設計調査の実施

交換公文署名

業務実施管理：契約など

実施促進指示

実施促進

無償資金協力

■ 外務省に対する提言

- JICA環境社会配慮調査を行なうべき案件か否かの判定
 - A案件の場合
 - 開発調査等のスキームを用いるなど、適切な措置をとるように、外務省に提言
 - B案件の場合
 - TOR作成後に、IEEレベルの調査を実施

■ 情報公開の速やかな実施

- 予備調査の結果、基本設計報告書

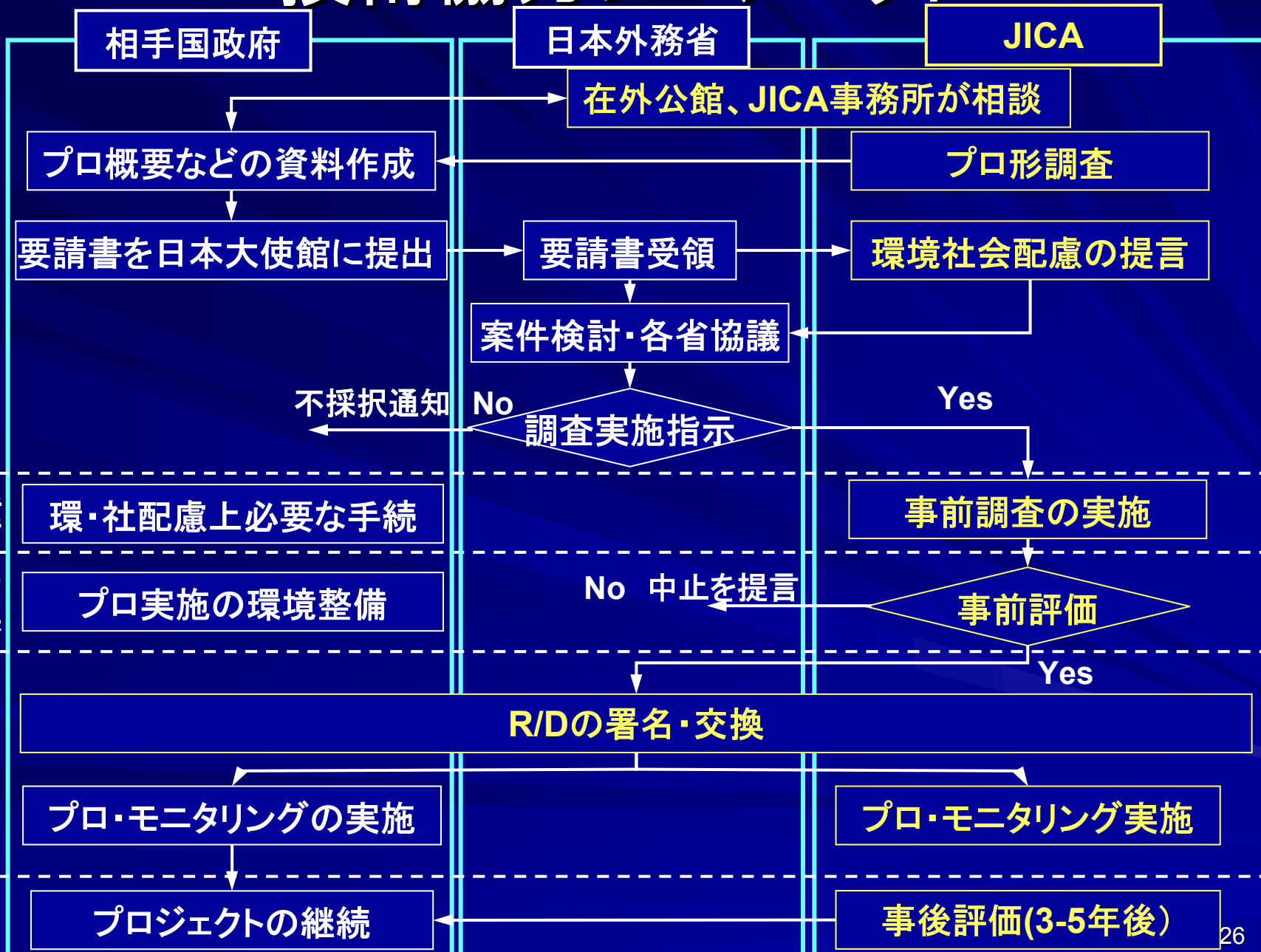
技術協力プロジェクト

発掘段階

準備
交渉

実施
監督

評価



技術協力プロジェクト

■ プロジェクトサイクルの全ての段階で適切な環境社会配慮(A, B案件)

- 事前調査を実施し、報告書を情報公開
- 環境社会配慮の内容は協議議事録R/Dで確認

■ モニタリングの実施

- 相手国政府の行なうモニタリング結果を確認
- 必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICAが調査を実施、情報公開
- 第三者等からの指摘に対し、相手国政府に適切な対応を求め、との協働で対策を講じる

フォローアップ

■ 準備段階以降のフォローアップ（開発調査、無償資金協力）

- 事業実施主体の現地EIAの**実施状況を確認**
- 協力事業の目的にあったかどうかを確認する
- JICA環境社会配慮の内容や提言が、現地での環境社会配慮に生かされているかどうかを調査
その結果を**情報公開**
- 予期せぬ影響が生じた場合、問題の把握。**必要に応じて現地調査を実施**

最後に..

■独立行政法人、JICAへの期待

- 「民」の立場から、政府の事業に対する第三者的な働きかけが期待される
- よりよい環境社会配慮を実行するために、十分な人員や資源配分が必要
- 国民が評価する国際貢献を！

JICA環境社会配慮 ガイドライン 改定に向けて

平成15年10月
国際協力機構
企画・評価部

環境社会配慮ガイドライン 遵守義務の根拠

1. 独立行政法人国際協力機構 業務方法書

機構は、別に定める環境社会配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行うものとする。「第28条」

2. 独立行政法人国際協力機構 中期計画

事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。「2. (1)の(ホ)」

JICA環境社会配慮ガイドライン 改定までの作業

■ フォローアップ委員会の設置

- 提言がガイドラインに反映されることを確認、および助言を行うため、フォローアップ委員会を設置
- 会議は公開、一般の参加も可能
- 委員は原則として改定委員が引き継ぐ

■ パブリックコメント

- JICA環境社会配慮ガイドラインの完成前に、広く意見を募る

ガイドライン改定までのスケジュール

平成15年10月下旬

11月12日

12月～平成16年1月

2月中旬

2月下旬

3月上旬

ガイドライン1次案の作成

第1回フォローアップ委員会の開催

パブリックコメントの募集、
パブリックコンサルテーションの開催

第2回フォローアップ委員会の開催

ガイドライン2次案の作成

第3回フォローアップ委員会の開催

JICA環境社会配慮ガイドラインの改定

体制の整備

1. 環境社会配慮審査部局の設置
2. 審査諮問機関の設置
3. 異議申し立て制度の整備